

「GISアクションプログラム 2002-2005」一部改定（改定内容）

1. 計画本文の修正

「e-Japan 重点計画 2003」においてGISに関する記述内容が拡充されたことを踏まえ、計画本文のうち（基本的考え方）において、以下のとおり、下線部の記述を追加する。

第2部 政府が実施する主な施策

5. GISを活用した行政の効率化、質の高い行政サービスの実現

(2) GISを用いた質の高い行政サービスの実現

(基本的考え方)

GISによる豊かな国民生活の実現のためには、政府自らが様々な分野においてGISを活用し、質の高いサービスを提供する必要がある。また、政府が保有する地理情報は、我が国の国土に関する様々な情報を客観的に把握することを可能にする資料的、文化的価値を有しており、デジタル化・アーカイブ化し、誰もが容易に閲覧・入手し、活用できるようにすべきである。このため、防災、まちづくり、交通、環境、教育等の各行政分野において、GISを活用し、行政の効率化、迅速化、及び質の高い行政サービスの実現を図る。

その際、効率的なシステム構築を行うとともに、関係職員の知識・技能の向上を図り、GISの導入効果がより高まるよう努める。

……………（参考）「e-Japan 重点計画 2003」における記述（関連部分のみ抜粋）……………

重点政策5分野

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

(3) 具体的施策

公共分野

カ) 地理情報システム(GIS)の推進

(中略)

また、政府が保有する地理情報が、我が国の国土に関する様々な情報を客観的に把握することを可能にする資料的、文化的価値を有することに鑑み、原則として、2005年までにデジタル化・アーカイブ化し、誰もが容易に閲覧・入手し、活用できるようにする。

2. 施策の追加・修正

今回の一部改定における施策の追加（4件）、既存計画施策の修正（1件）は以下のとおり。

第2部 政府が実施する主な施策

3. 地理情報の電子化と提供の推進

(1) 空間データ基盤の電子化・提供の推進

2004年度から、全国の都市部における地籍整備を推進するために必要な街区座標等の調査を行い、その成果の電子化を図る。（国土交通省）

【施策の追加】

4. GISの本格的な普及支援

(1) 地方公共団体との協力、地域への支援

2002年度以降も引き続き及び2003年度においては、地籍調査成果の電子化を支援するとともに、地方公共団体における地籍調査データを基図としたGISシステムの利活用を支援する。2004年度以降については、全国の都市部の街区座標のデータを整備する中で、対応する。（国土交通省）

* 下線部を追加する。

【既存計画施策の修正】

(2) GISを基本とした新たなサービス・産業の創出及び関連技術との連携等

位置情報サービス関連技術について調査・検討を進め、2005年度までに各種位置情報サービスに横断的に活用できる共通基盤の規格化について検討し、必要に応じてその規格化の提案を行うとともに、当該共通基盤を構築するための実証実験を行う。（経済産業省）

【施策の追加】

(3) GISの普及活動の充実と国際協力の推進

GML / G - XMLの国際的な普及を促進するため、2004年度から海外への情報提供、技術支援を積極的に行う。（経済産業省）

【施策の追加】

5. GISを活用した行政の効率化、質の高い行政サービスの実現

(2) GISを用いた質の高い行政サービスの実現

国土交通省が保有する旧版地図、地名情報等について、デジタル化・アーカイブ化を進める。旧版地図等については都市計画区域を対象に2004年度から着手するとともに、地名情報については全国の市区町村の名称の変遷を対象に2005年度までに完了する。（国土交通省）

【施策の追加】